

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

色麻町長 早坂利悦



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

色麻町

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年3月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 15 経営体

個人 91 経営体

集落営農（任意組織） 19 組織

4. 当該区域における農業の将来のあり方

令和元年度に行ったアンケートの結果を農家に公表し、その後地区内での話し合いに役立ててもらうために、令和2年度に結果をとりまとめた地図を行政区長および農用地利用改善組合の代表に配布した。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で多人数での会合が制限された状況から、地区内での話し合いが進みにくい状況であった。令和5年度から地域計画の策定に向けて、地区での進め方を関係機関と連携しながら、推進していくこととする。

5. 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

（1）地域農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

（2）農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

（3）担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける